

令和9年版資源とごみの収集カレンダー広告掲載事業者（広告代理店）募集要項

1 広告媒体等

広告媒体、広告スペース等については、資源とごみの収集カレンダー広告掲載基準及び資源とごみの収集カレンダー広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 広告掲載の時期

令和9年1月1日～令和9年12月31日

3 発行部数

約127,000部（発行部数は世帯数の変化により変動する）

4 配布数

約120,000部

5 募集対象

広告代理店 1社

6 応募資格

- (1) 立川市内に本店、支店または営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録を当該店舗でしている者であること。ただし、立川市競争入札参加資格登録をしていない者にあつては、下記書面を提出し、契約締結時までに資格登録できる見込みがある場合に限り、参加することができる。

- ①履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(法人)
- ②履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)(商号登記している個人)
- ③身分証明書(商号登記していない個人)
- ④登記されていないことの証明書(商号登記をしていない個人)
- ⑤財務諸表(法人および個人)
- ⑥法人事業税の納税証明書(法人)
- ⑦納税証明書その1

ア 法人税(法人)または申告所得税(個人)

イ 消費税及び地方消費税

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

- (3) 見積書の提出期限の日から広告掲載事業者の決定の日までの間に、立川市競争入札等参加停止基準(平成8年6月28日市長決定)の規定による参加停止の措置を受けていない者であること。

7 応募手続き

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

- ①配布期間 令和8年5月14日（木）から5月29日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜、日曜日を除く）
- ②配布場所 立川市西砂町 4-77-1
立川市総合リサイクルセンター プラザ棟3階 ごみ対策課
※募集要項等は市のホームページからも入手可能

(2) 質問の受付及び回答

- ①受付期間 令和8年6月1日（月）午前9時から6月5日（金）午後5時まで
- ②質問方法 質問書を電子メールにより立川市環境資源循環部ごみ対策課へ提出
- ③回答方法 令和8年6月9日（火）正午に、全質問に対する回答を市のホームページで公開

(3) 応募を希望する事業者は下記の通り見積書等を提出すること。

- ①提出期間 令和8年6月12日（金）の午前8時30分から午後5時まで
- ②提出場所 立川市西砂町 4-77-1
立川市総合リサイクルセンター プラザ棟3階 ごみ対策課
- ③提出書類 見積書（別紙様式）、6(1)但し書きに該当する者は必要な書面を添付
- ④提出方法 持参

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①応募資格の無い者が応募したとき
- ②2つ以上の応募をしたとき
- ③公正な価格の成立を害し、または不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき
- ④見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱または識別しがたい応募または金額を訂正した応募をしたとき
- ⑤その他応募に関する条件に違反したとき

8 広告掲載事業者の決定

(1) 決定方法

広告掲載見積書において最高価格を提示した者を広告掲載事業者とする。なお、買い受け価格については最低価格を設定する。また、決定となるべき同価の応募をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

最低価格は、525,000円（消費税及び地方消費税額を含む）とする。

(2) 結果の通知

応募者に対して文書で通知する。

(3) 契約の締結

広告掲載事業者の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

9 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、立川市広告掲載規則、立川市広告掲載基準、資源とごみの収集カレンダー広告掲載基準を熟読のうえで応募すること。
- (2) 応募に関する費用は、応募者の負担とする。

10 問い合わせ先

立川市環境資源循環部ごみ対策課

〒190-0034 立川市西砂町4-77-1

電話 042-523-2111 内線6752

FAX 042-531-5800

Eメール gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jp